

ESS サークル 規約

(名称)

第1条 本団体は、ESS サークルと称する。

(目的)

第2条 本団体は、英語のスピーキング能力を高め、英語力を使って社会に貢献することを通じ、リーダーシップを育成することを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は、一人当たり年額0円とし、徴収しない。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長 2名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 広報 1名…サークル行事の告知をする。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員の話し合いにより決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全構成員の話し合いにより改廃される。

附則

この規約は、令和2年2月17日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和4年4月1日から適用する。